

## ハッ場ダム住民訴訟通信-22

2006.10.25 発行

### **暴風雨を突いて 32 人が傍聴。**

### **ストップハッ場ダムへ茨城県民の思いは熱い。**

フロントガラスを叩きつける雨。前車の巻き上げるしぶきに視界は限りなくゼロ。鹿島沖には座礁する船舶。JR 常磐線は上下線とも不通。原告側広田弁護士、被告側伴弁護士は足止めをくって欠席。第 9 回ハッ場ダム裁判は時ならぬ暴風雨のなか開かれました。

原告意見陳述は土浦市の殿岡哲雄さん。いまや水余りは国民的コンセンサスである。国は土建業者のために“ダム需要”をつくり出し、県はただ追認しているだけではないか。しかも無駄な公共事業が汚職や談合の温床になっている。怒りを内に秘め、朗々と語る殿岡さんの声は、ざわめきの内にかかれた法廷にいつもの威厳を取戻しました。

### **ハッ場ダムは環境面でも幾つもの違法を重ねている。**

### **谷萩弁護士、無責任なダム計画をパワーポイントで明快に追及。**

谷萩弁護士の陳述は、大画面に図表や写真を映し出すパワーポイントで行います。今回は環境の面からの追及。国はハッ場ダム建設に伴い、環境の変化を様々な角度から検証していないばかりか、適法・誠実に対処していない。と以下のように弁論しました。

- 1 水没地域住民の人としての生活環境の悪化と地域社会の破壊。
- 2 ダム建設地帯の自然環境の破壊と生態系の分断。
- 3 すべての生物は人間と同様に生きる権利を持つ。とする生物多様性条約への違反。
- 4 希少な野生動物や植物の生息・生育環境の破壊。
- 5 名勝・吾妻渓谷の水没と残された部分の景観破壊。
- 6 強酸性水と、上流より 60 万都市人口に相当する富栄養物の流入による水質悪化。
- 7 以上の国による違法な事業に漫然と費用負担する県の行為は、財務会計上の誠実義務に反する違法な行為である。

鋭い追及と美しい吾妻渓谷の映像。不思議な空気が法廷に満ち、説得されました。

### **番外対決。広田弁護士 VS 伴弁護士。広田弁護士の完勝。**

JR 常磐線事故で法廷を欠席した両弁護士ですが、我々が広田弁護士は午後 1 時過ぎ裁判説明集会が終わったばかりの弁護士会館に駆けつけてくれました。裁判にかける両弁護士の熱意と誠実さは天と地ほどに差がありました。広田弁護士の完勝です。

### **次回裁判は来年 1 月 30 日(火)午後 1 時 30 分。水戸地方裁判所 301 法廷です。**

### **ハッ場ダムの地すべりの危険性を訴えます。傍聴席でお会いしましょう。**

## **第 2 回茨城の会総会は 11 月 11 日(土)。是非ご出席ください。(詳細は同封資料で)**

### **1 都 5 県「ハッ場ダム住民訴訟」2 周年報告集会**

日時：12 月 9 日(土)午後 1 時 30 分～4 時

場所：東京水道橋「全水道会館」4 階大会議室 資料代：500 円

JR 水道橋駅、お茶の水より下車。交差点斜め向かい。都立工芸高校並び  
ハッ場ダム裁判の全体像解説 永源寺ダム勝利報告 利根川流域市民委員会報告  
各地からの報告 大会アピール他

ハッ場裁判を一緒に戦う他の都県の人たちとの交歓の場です。是非ご参加ください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 神原禮二  
電話・FAX: 取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010 e-mail:garyoan@tiara.ocn.ne.jp